



2002年9月30日 第2003-2号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

10月1日から

改正健康保険法一部施行

第154通常国会で成立した改正健康保険法の一部が、10月1日より次の通り施行されます。

1. 窓口負担割合（3歳未満・70歳以上）

年齢	10月1日から
3歳未満	2割
70歳以上	1割（一定以上の所得がある場合は2割）

一定以上の所得 = 年収が、夫婦2人世帯で637万円以上・単身世帯で450万円以上
 詳細は、市町村町の国民健康保険給付係等へお問い合わせください

2. 高額療養費自己負担限度額（月額）

70歳未満

区分	10月1日から
上位所得者 (月収56万円以上)	139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 1%
一般	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1% <医療費が1ヵ月50万円かかった場合> 本来ならば一部負担金は 50万円 × 2割(03年3月末まで) = 10万円 高額療養費を受けられるので、自己負担限度額は 72,300円 + (50万円 - 361,500円) × 1% = 73,685円 償還額は10万円 - 73,685円 = 26,315円
低所得者 (世帯全員が住民税非課税)	定額35,400円

70歳以上

区分	10月1日から	
	外来(個人単位)	外来 + 入院または世帯単位
一定以上の所得者	40,200円	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1%
一般	12,000円	40,200円
低所得者	8,000円	24,600円(世帯全員が住民税非課税)
		15,000円(世帯全員が住民税非課税かつ全員の所得がない)

詳細は、市町村町の国民健康保険給付係等へお問い合わせください

2003年4月から
 健康保険被保険者の自己負担割合3割
 総報酬制の導入(保険料算定ベースが月収ベースから年収ベースになる)
 薬剤の一部負担廃止